

(社)土木学会四国支部

研究活動助成金(B)制度細則

平成7年5月26日制定

(募集要項)

第1条 研究活動助成金制度規則(以下規則と言う。)第3条に定める研究活動助成金(B)への参加募集要項は、支部長が策定し、毎年2月末までに会員に周知しなければならない。

(企画書の記載事項)

第2条 規則第5条第2項に定める企画書には、次の事項を記載する。

- (1) テーマ(名称)。
- (2) 目的と調査、研究事項。
- (3) 代表者氏名・所属、連絡先、構成員氏名・所属。
- (4) 研究会の開催回数と開催予定時期。
- (5) その他の必要とする事項。

(助成金)

第3条 共同研究グループに対する助成金は、支部が定め、一般会計において処理する。

2. 支部長は、規則第6条第2項に定める承認書に助成金の交付額を明示するものとする。
3. 代表者は、助成金を共同研究グループの運営に必要な経費に支出するものとする。

(構成)

第4条 共同研究グループの構成は、構成員5名以上とし、代表者1名を置く。

2. 必要に応じて、幹事を置くことができる。
3. 代表者は、四国支部に所属する土木学会の正会員とする。また、構成員は、土木学会会員とする。但し、調査、研究遂行上必要な場合は、非会員を構成員とすることができる。

(構成員の承認)

第5条 共同研究グループの構成員は、支部長の承認を受けなければならない。

但し、複数の共同研究グループへの参加は認めない。

2. 共同研究グループの構成に変動、移動が生じたときは、代表者は直ちに支部長に報告し承認を受けるものとする。

(開 催)

第6条 共同研究グループの会合は、代表者が召集する。

(共同研究会の開催報告)

第7条 代表者は、共同研究会開催後1か月以内に議事録を支部に提出する。

(研究結果の報告)

第8条 共同研究グループは、その年度内に支部長にその研究成果を報告する。

2. 成果は、特に定めない限り、助成を受けた共同研究グループに帰属するが、当支部はその成果を公開することができる。
3. 共同研究グループは、その翌年度内に、関係学会論文集あるいは研究発表会等で、その成果を公表しなければならない。助成を受けたものが、成果を学会誌、雑誌等に発表する場合は、土木学会四国支部の助成を受けた旨を明記する。なお、研究成果の公表を、別に定める実施要領によるワークショップに替えることができる。

(実施期間)

第9条 この細則は、平成7年5月26日から実施する。

(社)土木学会四国支部

研究活動助成金(B)共同研究グループによる
ワークショップ実施要項

平成7年5月26日制定

- 1 ワークショップの開催日時および会場は、代表者がこれを定め、原則として開催の3か月前までに、その他の必要事項とともに支部へ通知する。
- 2 ワークショップは、支部技術研究発表会と併催することができる。
- 3 ワークショップの開催は、共同研究グループの予算内で処理する。

以上